

令和 2 年度

第 1 2 回 第一農地部会定例会議事録

令和 3 年 3 月 3 0 日 (火)

上越文化会館 4 階 大会議室

令和2年度第12回第一農地部会定例会議事録

日 時 令和3年3月30日(火) 午後2時
場 所 上越文化会館 4階 大会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

3番 佐藤 清繁	6番 古川 政繁	7番 篠宮 英樹
8番 竹内 浩行	11番 金子 昭榮	12番 上原 孝
13番 五十嵐 彰	14番 清水 強	15番 牧繪 雄一郎
16番 折笠 正勝	23番 久保埜 徳雄	

(2) 農地利用最適化推進委員

森橋 孝一	加藤 俊彦	高島 信雄	藤井 敏行
笠原 行夫	平野 宏一	齊藤 啓治	白滝 光彦
清水 増彦	小林 正義	綿貫 一成	松本 香
倉石 洋一	小林 政秋	高宮 文男	

2 欠席委員

(1) 農業委員

4番 吉村 清正

(2) 農地利用最適化推進委員

高島 真一 中嶋 栄司

3 職務のため出席した事務局職員

事務局	局長	坂井 晃
	次長	松縄 浩一
	係長	久保埜 修
	主任	橋立 理
中郷区駐在室	主任	相葉 博昭
板倉区駐在室	副主任	上原 敏明
清里区駐在室	副主任	近藤 宏一
名立区駐在室	班長	山邊 稔

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

11番 金子 昭榮 23番 久保埜 徳雄

(2) 議事

(合併前の上越市)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第3号 農用地利用集積計画変更について
- 議案第1号 農地法第4条第1項許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第4号 農用地利用配分計画案に係る意見について
- 議案第5号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について

(中郷区)

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について
- 議案第3号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について

(板倉区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について

(清里区)

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について

(名立区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について

5 会 議

	<p>議長（部会長）あいさつ後、部会を開会</p>
議 長	<p>これより第 12 回第一農地部会を開催します。</p>
議 長	<p><資格審査> 本日の出席状況は、部会委員数 12 名、出席委員 11 名、欠席委員 1 名で、上越市農業委員会会議規則第 7 条の規定により農地部会は成立します。</p>
	<p>また、農地利用最適化推進委員の出席状況は、委員数 17 名中、15 名の出席です。</p>
議 長	<p><議事録署名委員の指名> 議事録署名委員は会議規則第 14 条の規定により、私から指名します。 議席番号 11 番 金子昭榮 委員、議席番号 23 番 久保埜 徳雄委員の両名を指名します。 議事に入る前に、議事録署名委員の発声で、上越市農業委員会憲章を唱和します。 (上越市農業委員会憲章の唱和)</p>
議 長	<p>それでは、議案の審議に入ります。</p>
	<p>(合併前の上越市分の議案)</p>
議 長	<p><報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」> 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 25 番から 64 番までの 40 件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 久保埜	<p>1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 25 番から 64 番までの 40 件の届出書を受理したので報告します。 受理した 40 件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、「他者へ貸付予定」4 件、「他者へ貸付」12 件、「耕作者へ売却予定」2 件、「他者へ売却予定」1 件、「中間管理機構へ貸付予定」2 件、「中間管理機構へ貸付」15 件、「休耕」1 件、「不換地」3 件です。 この内の番号 29 番の「休耕」1 件は、耕作者の労力不足により解約に至ったものです。新たに借り受ける耕作者がおらず、休耕となります。 説明は以上です。</p>

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、報告第1号の40件を承認します。</p> <p><報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」></p> <p>報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号7番から13番までの7件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 久保 埜	<p>7頁、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号7番から13番までの7件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>転用目的は、いずれも「一般個人住宅」です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、報告第2号の7件を承認します。</p> <p><報告第3号「農用地利用集積計画変更について」></p> <p>報告第3号「農用地利用集積計画変更について」、番号1番の1件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 久保 埜	<p>8頁、報告第3号「農用地利用集積計画変更について」、番号1番の1件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>内容は、小作料の減額に伴う変更です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、報告第3号の1件を承認します。</p>

<p>(事務局) 久保 埜</p>	<p style="text-align: center;"><議案第 1 号「農地法第 4 条第 1 項許可申請について」></p> <p>続いて、議案第 1 号「農地法第 4 条第 1 項許可申請について」、番号 1 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p> <p>9 頁、議案第 1 号「農地法第 4 条第 1 項許可申請について」、番号 1 番の 1 件です。この案件は、大字長浜地内の自己所有の農地に「一般個人住宅」を建築するものです。10 頁に位置図、11 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>申請者は、同地区内で妻と母と同居していますが、老朽化に伴い、多額の修繕が必要となることから新たに住宅を建築するものです。</p> <p>申請農地は、周囲を住宅等に囲まれた広がりのない農地であるため、農地区分は第 2 種に該当し、転用可能です。</p> <p>工期は令和 3 年 4 月 14 日から令和 3 年 8 月 8 日までです。</p> <p>土地利用計画は住宅 1 棟、所要面積は申請面積 62 ㎡及び隣接する宅地（登記簿上は塩田）138.99 ㎡の合計 200.99 ㎡で、建ぺい率は 28.72%です。</p> <p>都市計画法第 29 条の開発許可申請が必要であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なもの判断しました。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>議 長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。</p> <p> （「ありません」の声あり）</p> <p>議 長 特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p> 議案第 1 号「農地法第 4 条第 1 項許可申請について」、番号 1 番の 1 件を原案のとおり許可したいと思いますが、異議ありませんか。</p> <p> （「異議なし」の声あり）</p> <p>議 長 異議なしと認めます。議案第 1 号番号 1 番の 1 件を許可することに決定します。</p> <p style="text-align: center;"><議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」></p> <p>議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 2 番から 4 番までの 3 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局) 久保 埜</p> <p>12 頁、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 2 番から番号 4 番までの 3 件です。</p>
-----------------------	---

番号2番は、大字上島地内の農地に「一般個人住宅」を建築するものです。13頁に位置図、14頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。

申請者は、市内で両親と同居していますが、子供が生まれ、手狭であることから祖父が所有する農地に使用貸借権を設定し、住宅を建てるものです。

申請農地は、10ha以上の広がりのある一団の農地に接しているため第1種農地ですが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから、許可は可能です。

工期は許可日から令和3年8月31日までです。

土地利用計画は住宅1棟、所要面積は申請面積115㎡及び隣接する宅地6.12㎡の合計121.12㎡、建ぺい率は31.41%となり、妥当と判断しました。

都市計画法第29条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。

番号3番は、大字薄袋地内の農地に「一般個人住宅」を建築するものです。15頁に位置図、16頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。

申請者は、市内のアパートに妻と同居していますが、子供の成長に伴い、手狭であることから両親が所有する農地を譲り受け、住宅を建てるものです。

申請農地は、10ha以上の広がりのある一団の農地に接しているため第1種農地ですが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、許可は可能です。

工期は令和3年7月1日から令和3年11月20日までです。

土地利用計画は住宅1棟、申請面積439㎡で建ぺい率は23.91%となり、妥当と判断しました。

都市計画法第29条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。

番号4番は、大字戸野目地内の農地を取得し、「資材置場及び駐車場」として利用するものです。17頁に位置図、18頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。

申請者は、同地区内で鳶及び土木業を営んでいますが、重機及び従業員の車両が多く、敷地内の通路が十分に確保できない状態であること、また、資材については頸城区内にある複数の業者が使用する共有ヤードに保管しており、非効率であることから同地区内に「資材置場及び駐車場」を確保し、作業の効率化を図るものです。

申請農地は、10ha以上の広がりのある一団の農地に接しているため第1種農地ですが、事業計画は、同地区内に本社を構える法人の事業で必要な「資材置場及び駐車場」であり、許可基準の「住居その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当

	<p>するため、許可は可能です。</p> <p>都市計画法第 29 条の開発許可申請が不要な案件です。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。</p>
高 島 推進委員	<p>契約の内容で、使用貸借権設定と贈与がありますが、この違いを教えてください。</p>
(事務局) 橋 立	<p>貸人と借人、双方の協議により決まりますが、理由は確認していません。</p>
議 長	<p>税金対策もあるのではないですか。</p>
(事務局) 橋 立	<p>可能性はありますが、そこまでの確認はしていませんし、どの方法がよいかの指導もしていません。</p>
議 長	<p>どのような場合に開発許可申請が必要になるのでしょうか。</p>
(事務局) 橋 立	<p>建物を建てる場合は開発許可申請が必要になり、資材置場等、建物の建築をしない場合は不要です。</p>
議 長	<p>他に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 2 番から 4 番までの 3 件を許可することに異議ありませんか。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、議案第 2 号、番号 2 番から 4 番までの 3 件を許可することに決定します。</p> <p><議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>19 頁、議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間 3 年以内 10 件、3 年超 6 年以内 24 件、6 年超 10 年以内 37 件、10 年超 28 件の合計 99 件。利用権移転 1 件、所有権移転 4 件です。</p> <p>それでは、上程します。初めに 20 頁、所有権移転、番号 267 番から 270 番までの</p>

<p>(事務局) 久保 埜</p>	<p>4件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案説明の前に、1点修正をお願いします。</p> <p>27頁、番号206番ですが、今回新規での相対契約として申請がありましたが、本農地については、現在、農地中間管理機構を通じ別農家に転貸されており、そちらの解約手続きが間に合わなかったために、今回取下げをします。</p> <p>なお、お手元に変更後の集計表をお配りしています。19頁ですが、今ほど説明した案件1件が減となり、6年超10年以内が36件となります。これに伴い貸し手人数も1名減となり36人となります。筆数と面積については、それぞれ26筆の減、11,406㎡の減となります。</p> <p>お手数をお掛けしますが、修正をお願いします。</p> <p>それでは、議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明します。</p> <p>20頁、所有権移転、番号267番から270番までの4件です。</p> <p>内訳は、所有権を移転する土地、田 4筆 7,436㎡、畑 3筆 821㎡です。</p> <p>いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>続いて、21頁、利用権設定、期間3年以内、番号167番から176番までの10件について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>(事務局) 久保 埜</p>	<p>21頁、番号167番から22頁、番号176番までの10件です。うち、1件が新規案件で、その他は再設定です。</p> <p>これら案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>続いて、利用権設定、期間3年超6年以内、23頁、番号177番から26頁、200番までの24件のうち、篠宮委員関連の番号197番を除く23件について、事務局の説明</p>

	を求めます。
(事務局) 久保埜	<p>23 頁、番号 177 番から 26 頁、番号 200 番までの 24 件のうち、篠宮委員関連の番号 197 番を除く 23 件です。このうち 15 件が新規案件で、その他は再設定です。</p> <p>これら案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>続いて、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、取下げのあった番号 206 番を除く、番号 201 番から 237 番までの 36 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 久保埜	<p>27 頁、番号 201 番から、取下げのあった番号 206 番を除く、32 頁、237 番までの 36 件です。このうち、25 件が新規案件で、その他は再設定です。</p> <p>これら案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
(事務局) 久保埜	<p>続いて、利用権設定、期間 10 年超、33 頁、番号 238 番から 36 頁、265 番までの 28 件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>33 頁、番号 238 番から 36 頁、番号 265 番までの 28 件です。農地中間管理機構を通じ、新たに担い手農家へ貸し付けられるものです。</p> <p>これら案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議 長	<p>続いて、利用権移転、番号 266 番の 1 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 久保 埜	<p>37 頁、番号 266 番の 1 件です。 旧借り手の労力不足により、新たな担い手農家へ利用権移転するものです。 この案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>最後になりますが、利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、篠宮委員関連の番号 197 番について、事務局の説明を求めます。 議案に関連する篠宮委員は退席願います。</p>
(事務局) 久保 埜	<p>番号 197 番について説明します。 この案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>質問等がないようなので、篠宮委員関連の番号 197 番の 1 件を決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 篠宮委員の退席を解除します。 篠宮委員、審議の結果、異議なしと認められました。 篠宮委員関連の番号 197 番の 1 件を除く、議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>

議 長	<p>異議なしと認め、議案第 3 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p> <p><議案第 4 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」></p> <p>議案第 4 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、期間 5 年以上 10 年以内 2 件、10 年超 1 件、権利の移転 3 件です。</p> <p>権利の設定、期間 5 年以上 10 年以内、番号 21 番と 22 番の 2 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 久保 埜	<p>議案第 4 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」説明します。</p> <p>39 頁、権利の設定、期間 5 年以上 10 年以内、番号 21 番と 22 番の 2 件です。この案件は、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地 39 筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
(事務局) 久保 埜	<p>続いて、権利の設定、期間 10 年超、番号 23 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p> <p>40 頁、権利の設定、期間 10 年超、番号 23 番の 1 件です。</p> <p>こちらの案件も、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地 18 筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議 長	最後に、権利の移転、番号 24 番から 26 番までの 3 件を上程します。事務局の説明を求めます。
(事務局) 久保 埜	<p>41 頁、権利の移転、番号 24 番から 26 番までの 3 件です。</p> <p>24 番と 25 番は旧借り手と新借り手が一緒に当該地を耕作していましたが、この度、独立するに当たり権利を移転するものです。</p> <p>26 番は農地の集約化に伴う権利移転です。</p> <p>こちらも、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>それでは、採決に入ります。</p> <p>議案第 4 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、議案第 4 号について、同意することに決定します。</p> <p><議案第 5 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」></p> <p>議案第 5 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、対象地区 25 件の実質化された人・農地プランを上程します。担当課の説明を求めます。</p>
(農政課) 羽 深	<p>それでは、43 頁から 45 頁をご覧ください。</p> <p>新たに作成されたプランが番号 12 番から 14 番までの 3 件、このほか、中心経営体の追加により変更するプランが 22 件で、計 25 件の意見照会です。</p> <p>なお、変更するプランの変更箇所は、別冊の人・農地プラン案の下線部分です。</p> <p>今回の実質化された人・農地プラン案の特徴的なプランについて、説明します。</p> <p>43 頁をご覧ください。</p> <p>農業の生産効率の向上や農地集積・集約を図るため、番号 12 番は令和 2 年度から、番号 13 番は現在ほ場整備中であり、番号 12 番は中心経営体である認定農業者 4 経営体に、番号 13 番は現在の中心経営体である認定農業者 3 経営体の他に今後、農事組合法人を立ち上げ、農地の集約化を図ることとしています。</p>

	説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	それでは、採決に入ります。 議案第5号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、意見なしとすることに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、議案第5号について、「意見なし」として意見決定することに決定します。 次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。 (中郷区駐在室分の議案) <議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」> 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年以内2件、3年超6年以内なし、6年超10年以内2件、10年超4件で合計8件、利用権移転、所有権移転なしです。それでは、上程します。 利用権設定、期間3年以内、番号7117番と7118番の2件について、事務局の説明を求めます。
(中郷)相葉	議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明します。 2頁、利用権設定、期間3年以内、番号7117から7118番の2件で、いずれも再設定です。 これらの案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	続いて、利用権設定、期間6年超10年以内、番号7119番と7120番の2件について、事務局の説明を求めます。

<p>(中 郷) 相 葉</p>	<p>3 頁、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、番号 7119 番と 7120 番の 2 件でいずれも新規です。</p> <p>これらの案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>続いて、利用権設定、期間 10 年超、番号 7121 番から 7124 番までの 4 件について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>(中 郷) 相 葉</p>	<p>4 頁、利用権設定、期間 10 年超、番号 7121 番から 7124 番までの 4 件で、いずれの案件も農地中間管理機構を通じ、新たに担い手農家へ貸し付けられるものです。</p> <p>これらの案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認め、議案第 1 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p> <p><議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」></p> <p>議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、期間 5 年以上 10 年以内なし、10 年超 4 件、権利の移転なしです。</p> <p>権利の設定、10 年超、番号 7102 番から 7105 番までの 4 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>

<p>(中 郷) 相 葉</p>	<p>議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」説明します。 6 頁、権利の設定、期間 10 年超、番号 7102 番から 7105 番までの 4 件で新規です。 これらの案件は、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により、農地中間管理機構に貸し付けた農地 11 筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき、農業委員会に対して意見照会があったものです。 以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。 (「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 2 号、「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案どおり同意することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認め、議案第 2 号について、同意することに決定します。 <議案第 3 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」> 議案第 3 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、対象地区 1 件の実質化された人・農地プランを上程します。担当課の説明を求めます。</p>
<p>(中 郷) 相 葉</p>	<p>8 頁をご覧ください。 実質化された人・農地プランについて、今回は 1 件、番号 1 番の意見照会です。 プランの内容については、集落内の中心経営体が高齢化しており、今後の経営規模拡大が期待できないため、集落外からの入り作の中心経営体に集積・集約を進めていく方針です。 以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。 (「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、採決に入ります。</p>

	<p>議案第 3 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、意見なしとすることに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>議長 異議なしと認め、議案第 3 号について、「意見なし」として意見決定することに決定します。</p> <p>次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p>(板倉区駐在室分の議案)</p> <p><報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」></p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7520 番と 7521 番の 2 件を報告します。事務局の説明を求めます。</p> <p>(板倉区) 1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、 上 原 番号 7520 番と 7521 番の 2 件を受理したので報告します。</p> <p>いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は他者へ貸付です。</p> <p>これまでは、貸人が構成員となっている農業法人が借り受けていましたが、農業法人の作業効率向上のため、近傍で耕作している別の農業者へ貸し付けることとし、解約するものです。</p> <p>備考欄の頁と番号は、議案第 1 号の関連案件です。</p> <p>以上です。</p> <p>議長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>議長 特に質問等がないようですので、報告第 1 号の 2 件を承認します。</p> <p><議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間 3 年以内 3 件、3 年超 6 年以内 14 件、6 年超 10 年以内 2 件、10 年超 2 件で合計 21 件、利用権移転なし、所有権移転 2 件です。それでは、上程します。</p> <p>はじめに所有権移転、番号 7580 番と 7581 番の 2 件について、事務局の説明を求めます。</p>
--	---

(板倉区) 上原	<p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、3頁の所有権移転、番号7580番と7581番の2件について説明します。</p> <p>内訳は買い手2人、売り手2人、所有権を移転する土地は田2筆、1,383㎡です。</p> <p>7580番の農地は、ほ場整備の際に細かく区画されたいわゆる苗代田で、作業効率確保のため、隣接する農地を所有する買い手と売買に合意したものです。</p> <p>7581番は、近隣で農地を取得し、経営を拡大している買い手へ売却するものです。</p> <p>これらの案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>続いて、利用権設定、期間3年以内、番号7559番から7561番までの3件について、事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>4頁、利用権設定、期間3年以内、番号7559番から7561番までの3件で、いずれも再設定です。</p> <p>これらの案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>続いて、利用権設定、期間3年超6年以内、番号7562番から7575番までの14件について、事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>5頁、6頁の利用権設定、期間3年超6年以内、番号7562番から7575番までの14件で再設定8件、新規6件です。</p> <p>新規の内、7563番、7565番、7568番の3件は、これまで自作していた農地を、高齢による労力不足等により、近傍で耕作している農業者へ貸付するものです。</p> <p>7564番は農地中間管理機構を通じ、集積・集約化を図り、地域の担い手農家へ再配分するものです。</p> <p>7574番、7575番は報告第1号の関連案件であり、先ほど説明したとおり法人の作</p>

<p>議 長</p>	<p>業効率向上のため、近傍で耕作している農業者へ貸し付けるものです。 これらの案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>続いて、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、番号 7576 番と 7577 番の 2 件について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>(板倉区) 上 原</p>	<p>7 頁、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、番号 7576 番と 7577 番の 2 件で再設定 1 件、新規 1 件です。 新規の 7577 番は、農地中間管理機構を通じ、集積・集約化を図り、地域の担い手農家へ再配分するものです。なお、終期はすでに農地中間管理機構に貸付している契約の終期に合わせています。 これらの案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>続いて、利用権設定、期間 10 年超、番号 7578 番と 7579 番の 2 件について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>(板倉区) 上 原</p>	<p>8 頁、利用権設定、期間 10 年超、番号 7578 番と 7579 番の 2 件で、いずれも新規です。 2 件とも、農地中間管理機構を通じ、集積・集約化を図り、地域の担い手農家へ再配分するものです。 この案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。</p>

	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p> <p><議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」></p> <p>議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、期間 5 年以上 10 年以内 3 件、10 年超 1 件、権利の移転なしです。</p> <p>権利の設定、5 年以上 10 年以内、番号 7506 番から 7508 番までの 3 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上 原	<p>議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」説明します。</p> <p>10 頁、権利の設定、期間 5 年以上 10 年以内、番号 7506 番から 7508 番までの 3 件で、新規です。</p> <p>この案件は、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により、農地中間管理機構に貸し付けた農地 14 筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき、農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>続いて、権利の設定、期間 10 年超、番号 7509 番の 1 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上 原	<p>11 頁、権利の設定、期間 10 年超、番号 7509 番の 1 件で新規です。</p> <p>この案件についても、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画に</p>

	<p>より、農地中間管理機構に貸し付けた農地 12 筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき、農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 2 号、「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案どおり同意することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、議案第 2 号を同意することに決定します。</p> <p>次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p>(清里区駐在室分の議案)</p> <p><議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間 3 年以内 1 件、3 年超 6 年以内 2 件、6 年超 10 年以内 6 件、10 年超なしで合計 9 件、利用権移転なし、所有権移転なしです。それでは、上程します。</p> <p>利用権設定、期間 3 年以内、8111 番の 1 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 近 藤	<p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明します。</p> <p>2 頁の利用権設定、期間 3 年以内、番号 8111 番の 1 件で、再設定です。</p> <p>この案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>続いて、利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、番号 8112 番と 8113 番の 2 件につい</p>

	<p>て、事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 近 藤	<p>3 頁、利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、番号 8112 番と 8113 番の 2 件でいずれも新規です。8112 番については、農地中間管理機構を通じ、集積・集約化を図り、地域の担い手農家へ再配分するものです。</p> <p>これら案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>続いて、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、番号 8114 から 8119 番までの 6 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 近 藤	<p>4 頁、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、番号 8114 番から 8119 番までの 6 件で新規 1 件、再設定 5 件です。</p> <p>これら案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。</p>
高 島 推進委員	<p>賃借料の欄に、金額と使用貸借 0 円が併記されていますが、これはどういう意味でしょうか。</p>
(清里区) 近 藤	<p>一つの契約で複数の単価が設定されているため、複数の金額を記載しています。</p> <p>なお、使用貸借 0 円はシステム上の項目として設定されているため、このような表記となります。</p>
議 長	<p>他に質問がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>

<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p> <p><議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」></p> <p>議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、期間 5 年以上 10 年以内なし、10 年超なし、権利の移転 1 件です。</p> <p>権利の移転 8108 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>(清里区) 近 藤</p>	<p>議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」説明します。</p> <p>6 頁、権利の移転番号 8108 番の 1 件です。</p> <p>この案件は、耕作利便による権利の移転で、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認め、議案第 2 号を同意することに決定します。</p> <p>次に名立区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p>(名立区駐在室分の議案)</p> <p><報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」></p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 9501 番の 1 件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>(名立区) 山 邊</p>	<p>1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 9501 番の 1 件の届出書を受理しましたので報告します。</p> <p>譲受人が体調を崩し契約の継続が困難となったための解約で、返還後の利用計画は、「他者へ貸付」を予定しています。右側の備考欄に関連手続きの案件番号を記載</p>

<p>議 長</p>	<p>したので、あわせてご覧ください。 説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>特に質問等がないようですので、報告第1号の1件を承認します。</p> <p><議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年以内なし、3年超6年以内4件、6年超10年以内なし、10年超なしで合計4件、利用権移転なし、所有権移転なしです。それでは、上程します。</p> <p>利用権設定、期間3年超6年以内、番号9508番から9511番までの4件について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>(名立区) 山 邊</p>	<p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明します。</p> <p>3頁、番号9508番から9511番までの4件で新規案件です。</p> <p>9510番については、1頁の番号9501番の合意解約後に他者と利用権設定を行うものです。また、他の3件については、譲渡人の高齢化による労力不足のため地域の担い手と利用権設定を行うものです。これらの案件については、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認め、議案第1号について、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>

	<p><議案第2号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」></p> <p>議案第2号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、対象地区12件の実質化された人・農地プランを上程します。担当課の説明を求めます。</p> <p>4、5頁の実質化された人・農地プランについて、名立区の12件、番号2番から13番までの意見照会です。</p> <p>今回実質化された人・農地プラン案の特徴について説明します。</p> <p>名立区全域の農地が中山間地域に位置しており、耕作条件の悪い農地が多く、中心経営体の不足あるいは中心経営体がない状態で、すでに集落外からの入作者を中心経営体としている地域も多く、中山間地域直接支払い交付金事業等に取り組むことで現状を維持している状況です。</p> <p>そのような中で、5頁の番号13番の不動は、今後、集落全体の営農の受け皿となる組織を立ち上げ、将来的に法人化も視野に継続できる中心経営体として、集落農地を維持していきたいとの方針です。</p> <p>以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。</p> <p>番号3番と11番について、集落内の農地面積が1haから2haほどありますが、中心経営体数は0となっています。農地は誰が耕作しているのでしょうか。</p> <p>集落外の方が入り作で耕作しています。</p> <p>他に質問等ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、意見なしとすることに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認め、議案第1号を「意見なし」として意見決定することに決定します。以上ですべての案件の審議を終わります。</p> <p><その他></p> <p>その他ですが、事務局から何かありますか。</p>
--	--

事務局長	(3点の事務連絡)
議長	他にないようですので、閉会の挨拶を上原職務代理が行います。
上原 職務代理	(閉会のあいさつ後) 本日の農地部会を終了します。(午後3時30分)